

**独立行政法人原子力安全基盤機構の第3期中期目標期間に係る  
原子力防災関連業務の実績に関する評価書（案）**

<b>評価結果</b>	A（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） 24年度：A、25年度：A	
各年度の評価から算出される 総合評価	$(4点 + 4点) \times 1 / 2 = 4$	A
評価のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定公共機関としての原子力防災業務の実施、原子力防災訓練・研修等の支援、災害対応支援システムの整備・強化、ERSSの運用の改善・強化等を実施された。</li> <li>○福島第一原子力発電所事故直後のオフサイトセンター活動状況報告は優れたリポートであった。</li> <li>○日本の特徴を反映した避難時間推計(ETE)モデル(ソフト)を開発・配布など地方自治体への更なる支援が望まれる。</li> <li>○複合災害時の自治体、特に市町村災対本部への支援体制についても検討する必要がある。</li> <li>○ソフト対策とハード対策を遂行し、全体として初期の計画を上回る優れた業務実績をおさめた。特に、災害対応を支援するシステムの整備・運用、防災業務計画の整備、初動対応に係る教育・訓練の実施、原子力防災訓練への参加やその訓練の技術支援・評価など、優れた成果をあげた。</li> </ul>	
<b>個々の評価事項について 当該期間の評価がBとなる基準</b>	<b>中期目標期間の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）及び武力攻撃原子力災害（以下、「原子力災害等」という。）が発生した場合には、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施する。そのため、原子力災害等の発生に際して、迅速かつ的確に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制委員会と調整の上、緊急時の参集体制を	<p>①防災業務計画整備等</p> <p>指定公共機関として、防災基本計画、原子力規制委員会の防災業務計画、原子力災害対策マニュアル等を踏まえて機構の防災業務計画を制定(平成25年2月)した。</p> <p>本業務計画に沿って原子力防災業務規程を改訂(平成25年8月)するとともに、原子力災害対策指針、原子力防災会議幹事会の原子力災害対策マニュアルの改正も踏まえて、規程の要求事項に対する具体的手順を定めた実施要領を制定(平成25年12月)した。</p> <p>さらに、緊急時の即時対応のために5名の職員を近隣に宿泊させるとともに、その初動対応に係る</p>	

構築し、職員派遣等の対応手順書を整備し、訓練を通じて改善していく。

また、原子力災害等に備えるための平常時の業務として、国及び地方自治体を実施する原子力防災訓練の支援、地方自治体職員等の原子力防災関係者に対する原子力防災研修及びオフサイトセンターを活用した習熟訓練、対策拠点となる官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター（以下「官邸・緊急時対応センター等」という。）の設備等物的基盤の適切な整備及び運用管理体制の維持・改善並びに緊急時対応要員の維持及び対応能力向上について原子力防災の支援機関として必要とされる業務を実施する。

具体的には、以下の取組みを行う。

- ① 指定公共機関としての防災業務計画や緊急時の参集、職員派遣等の関連する対応手順書等を整備し、訓練を通じて改善し実効性向上を図る。
- ② 複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及ぶ場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体を実施する原子力防災訓練の支援を行う。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。
- ③ 災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、機構本部、官邸・緊急時対応センター等を結ぶ必要な専用ネットワークの伝送経路や電源の多重化、システムの冗長化等を進め、関連する機器・システムの適切な整備・運用を行う。また、災害時に確実かつ円滑な活用が図られるよう、常時稼働状態を監視し、異常時には迅速に復旧を図る体制を構築する。
- ④ 災害時において機構に求められる事故状態判

手順の整備と教育、参集訓練を実施した。

なお、初動対応に係る内規は、実施要領の制定に伴い、12月に改定するとともに平成26年1月にも手順追加の改定を行った。

加えて平成25年10月に機構内の防災訓練を国の総合防災訓練に合わせて実施し、これらの訓練で抽出された改善点を実施要領等に反映した。

- ②平成25年10月11,12日に国、地方自治体、原子力事業者等が九州電力(株)川内原子力発電所を対象に共同実施した原子力総合防災訓練に指定公共機関として参加した。この際、対象施設の事故挙動解析による発災事故シナリオの検証等の技術的な支援を行うとともに、記録作成や訓練成果の取りまとめ等を行い、原子力規制庁からの要請に対応した。

また、地方自治体が行う原子力防災訓練に対して、要望を踏まえ、指定公共機関として参加するとともに、事故シナリオ作成等の技術的な支援や訓練実施に必要な支援として訓練評価、講師派遣、操作支援等を行った。

さらに、事業者が行うオンサイト訓練評価のために平成25年度に作成した訓練評価ガイドライン等は、原子力規制委員会の「原子力事業者が実施する防災訓練に係る指導、助言及び確認要領」に取り込まれた。加えて、防災指針や各種防災マニュアル類の改定内容を考慮して、カリキュラム、テキスト等の内容を見直し、国、地方自治体、原子力事業者及び関係機関の原子力防災関係者を対象とした研修・習熟訓練を実施した。

- ③専用ネットワークの伝送経路や電源の多重化、システムの冗長化等を進め、関連する機器・システムの適切な整備・運用のために、オフサイトセンター及び緊急時対応センターの原子力防災関連設備の維持管理を行うとともに、東日本大震災の教訓の反映として、官邸、原子力規制委員会、オフサイトセンター等との間の情報共有機能を強化することを目的に、設備の強化を実施した。

また、常時稼働状態を監視し、異常時には迅速に復旧を図る体制を構築した。

- ④ERSSの分析機能及び運用の改善をはじめ、統合防災ネットワークの伝送多重化など伝送システムの

断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSS(緊急時対策支援システム)について分析機能及び運用の改善をはじめ、伝送多重化など伝送システムの抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対応能力の向上を図る。また、ERSSの監視・管理は24時間体制を整備する。

- ⑤ 災害時に官邸・緊急時対応センター等が所期の機能を果たすよう、災害対応の資機材やシステム(通信機器、防災資機材及びその他必要な装備一式)の整備・管理・運用について、その方針・手順を原子力規制委員会と調整を図り、明文化し、実施する。
- ⑥ 東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査をはじめ、必要な調査を行うことにより、原子力防災に関する知見を蓄積し、国が原子力防災の関連制度を不断に改善していくために必要な技術的な支援・助言を行う。また、蓄積した知見を活用し、地方自治体及び事業者が行う防災対策に関し、技術的な指導・助言を行う。さらに、こうした知見の国内外への発信を行う。

これらの業務を実施する際には、国の防災対策に関する検討状況等を踏まえる必要があることから、国と連携して実施することとする。

また、防災業務に関し、原子力規制委員会、地方自治体、事業者、機構等関係者間で重要な運営上の取り決めを行う場合は、これを文書化し、関係者間で円滑な業務運営が可能となるよう取り組んでいく。

なお、官邸・緊急時対応センター等の管理支援に対する業務委託を行う場合は、委託先ごとに選定理由や

抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図るため、ERSS伝送システムの強化及びERSS表示機能の向上の取り組みを行った。また、外部能力を活用し、ERSSの24時間監視・管理体制を維持、整備した。

- ⑤ モバイルネットワーク機器及び代替オフサイトセンター用通信機器の保管、移送、操作訓練及び維持管理の方法等について原子力規制庁、防衛省、総務省等と調整を図り、機構が実施すべき内容について明文化し、適正な保管を行った。

- ⑥ 事故直後のオフサイトセンター活動状況の調査結果をREレポート「初動時の現地対策本部の活動状況」として公開(平成24年6月)したほか、OECD/NEA WPNEMに東京電力福島第一原子力発電所事故の対応状況を提出(平成24年11月)するなど、東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する知見を国内外に発信した。

さらに原子力災害対策マニュアルや防災基本計画に対し、原子力災害対策指針との整合の観点から原子力規制委員会に見直しを提案した。また、災害対策指針の補足として原子力規制委員会が実施した緊急時モニタリングに係る資料の策定に協力した。加えて、地方自治体の避難時間推計(ETE)実施に資するよう、避難計画への反映方法について海外(米国)の状況を調査した。また、自治体からの避難時間推計発注文書に関する技術的助言要請に対応した(6県)。

業務を実施するにあたり、原子力規制委員会をはじめとした関係者間で十分な連携を図るとともに重要な運営上の取り決めは文書化し、関係者間で円滑な業務運営が可能となるよう、取り組んだ。

オフサイトセンターの管理支援に対する業務委託を行う場合、以下を実施することによって業務の適正化を図った。

- ・福島暫定オフサイトセンターの管理支援については、設備の特性を踏まえ契約を分け、機構職員による労務費積算、前年度実績による経費見積もりを行い、一般競争により調達した。
- ・オフサイトセンターの管理支援に対する業務の受注先が決定した後、契約件名、契約先、契約金額、業務内容等の情報をホームページにおいて開示した。さらに、監視センターの運営(監視業務)も一般競争

委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすくホームページにおいて開示する。

また、原子力規制委員会が事業者の核物質防護対策に対して行う審査・検査等に関して、的確な審査・検査を行うための技術的助言、設計基礎脅威の見直しのための調査、規定類の整備・見直しへの対応等の技術支援を実施する。

により調達し、業務の受注先が決定した場合、業務内容等の詳細情報をホームページにおいて開示した。

規制当局が行う核物質防護審査・検査に対して以下の支援を行った。

- ①海外の核物質防護に関連する法体系や運用制度及び実態についての調査結果を提出した。
- ②防護対象の選定範囲や選定手順を示した手引きを作成し、各原子力発電所における現地調査に同行して対策検討状況の確認を行うとともに防護対象設備の運用に関する検討内容の確認を行った。
- ③核物質防護審査・検査に活用する技術ガイド等の整備に必要な技術情報の知見を蓄積するとともに、気象条件等を考慮した核物質防護設備の試験要領書改訂案の作成及び解説書の改訂を行った。
- ④原子力規制委員会が行う設計基礎脅威に係る検討に資するために、テロ事案等を調査・分析し、その結果を提出した。